

仕 様 書

1 名称

令和7年国勢調査に係る産業廃棄物収集運搬処分業務

2 概要

本業務は、委託者の指示する場所に保管されている産業廃棄物を収集・運搬し、処分するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

ただし、収集期間は、契約締結日から令和7年12月26日（金）までとする。具体的な収集日時等は委託者と調整の上決定する。

4 関係法令の遵守

受託者は、役務の履行に際して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）などの関係法令等（以下「関係法令等」という。）を遵守すること。なお、本仕様書で用いられている語句の定義等は、委託者の指示がない限り関係法令等に従うものとする。

5 役務内容

産業廃棄物（廃プラスチック類・複合製品）を、当課（未来創生担当課）及び各区の国勢調査実施本部の廃棄物を保管している執務室から収集・運搬し、受託者の施設内において適正に処分すること。

なお、受託者は当該産業廃棄物に係る収集運搬及び処分の許可を有するものであること。

6 廃棄物の種類、予定排出量及び収集場所

別紙1及び2のとおり。

数量については、あくまでも概算であり実際の収集量とは異なる。実際の収集量につき増減があったとしても異議を申し立てることはできないものとする。

7 報告義務

- （1）各区の収集終了後には、収集量が確認できる書類（収集伝票といった簡易なもので可）を委託者に提出の上報告すること。
- （2）関係法令等に従い、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。なお、マニフェストの費用については受託者が負担すること。

8 環境負荷低減に関する事項

- （1）役務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- （2）極力低公害車等、環境に負荷の少ない車輛を使用すること。
- （3）環境に負荷の少ない運転をすること。
- （4）アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。

9 その他

- （1）受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- （2）役務履行中の災害事故等については、委託者は一切責任を負わないものとする。
- （3）本仕様書は役務の大要を示すものであって、役務の履行上当然必要とされる事項については、契約単価の範囲内でこれを実施するものとする。
- （4）本仕様書に明記されていない事項については、双方協議のうえこれを定めるものとする。

- (5) 移送、搬入作業中における庁舎、器物の破損、紛失、盗難及び人的負傷のないよう注意すること。万が一事故が生じた場合は受託者の責任において処理すること。
- (6) 受託者はやむを得ない理由がある場合を除き、本業務の一部を第三者に委託してはならない。

10 担 当

まちづくり政策局政策企画部未来創生担当課統計調査係 堀内
札幌市役所本庁舎 5 階南側（電話211-2267）

【別紙１】 予定排出量

※以下は概数であり、実際の排出量とは異なります。

	保管場所	階数	住所	手さげ袋		用箋挟み（下敷き）		調査員証・指導員証ケース		筆記用具セット		防犯ブザー		備考
				縦390mm× 横320mm× 幅180mm ポリエステル製		A4判変形 縦310mm×横235mm 18mm厚 ポリプロピレン、ス チールクリップ 未使用のものはビ ニール包装		A7判 ストラップ付きケース		ケース、消しゴム、 定規、消しゴム付き 鉛筆 未使用のものは白 ボール箱に収納		反射ネckストラッ プ付 ABS樹脂 85×50×28mm 以下の重量は電池を 除く		
				数量	重量	数量	重量	数量	重量	数量	重量	数量	重量	
			※ 1個当たりの重量はg表		287.0		166.0		14.0		94.0		40.0	
未来創生担当課	中央卸売市場青果棟会議室	3	中央区北12条西20丁目 2-1	41	11.8	2,330	386.8	10	0.1	1341	126.1	1752	71.0	
中央区	中央区役所複合庁舎 6 ーF会議室	6	中央区南 3 条西11丁目	2904	833.4	1,434	238.0	1,973	27.6	937	88.1	1105	45.0	
北区	北区民センター 3 階実 習室	3	北区北24条西6丁目 1 番 1 号	2932	841.5	1,841	305.6	1,995	27.9	1197	112.5	1429	58.0	
東区	東区民センター別館村 上ビル 2 階集会室C	2	東区北11条東7丁目 1 番10号	2904	833.4	1,601	265.8	1,977	27.7	1044	98.1	1239	50.0	※エレベーターなし
白石区	白石区役所複合庁舎4階	4	白石区南郷通 1 丁目南 8－1	2423	695.4	1,236	205.2	1,649	23.1	810	76.1	982	40.0	
豊平区	豊平区役所 4 階ABC会 議室	4	豊平区平岸 6 条10丁目 1 番 1 号	2529	725.8	1,323	219.6	1,723	24.1	866	81.4	1044	42.0	
南区	南区役所大会議室	3	南区真駒内幸町 2 丁目 2-1	1488	427.1	918	152.4	1009	14.1	607	57.1	795	32.0	
西区	西区民センター 2 階大 会議室	2	西区琴似 2 条 7 丁目 1－1	2128	610.7	1,314	218.1	1,447	20.3	860	80.8	1066	43.0	
厚別区	厚別区役所 2 階C会議 室	2	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3 -2	1218	349.6	742	123.2	829	11.6	494	46.4	674	27.0	
手稲区	手稲区役所 3 階	3	手稲区前田 1 条11丁目 1－10	1424	408.7	867	143.9	910	12.7	574	54.0	766	31.0	
清田区	清田区役所 2 階	2	清田区平岡 1 条 1 丁目 2-1	985	282.7	590	97.9	674	9.4	397	37.3	569	23.0	
札幌市（計）				20,976	6,020	14,196	2,357	14,196	199	9,127	858	11,421	462	

※上記保管場所は、近接の建物への変更があり得ます。

※ 電池は対象外

合計 9,895 kg

【別紙2】廃棄物

《手提げ袋》



※新品の場合は図のようにビニール袋に収納されています。

《用箋ばさみ》



※新品の場合は図のようにビニール袋に収納されています。

《調査員証・指導員証ケース》



《筆記用具セット》



※新品の場合は図のように白い紙箱に収納されています。
※図にあるシャープペンシルは除きます。

《防犯ブザー》



※新品の場合は図のように白い紙箱、緩衝材に収納されています。
※電池は除きます。電池を取り外したときの小さいネジは締めなおさずに引き渡します。

